

## ■議案第52号 四万十町老人憩の家条例の一部を改正する条例について

### 【要旨】

老人憩の家は、老人に対し、教養の向上、娯楽及び休養等の場を与え、もって老人の心身の健康保持と増進を図ることを目的に設置されたものです。

四万十町大正中津川231番地1に設置している「中津川憩いの家」については、平成10年度に旧営林署の建物を取得して整備した施設で、近年では、あったかふれあいセンター事業を推進するためのサテライト施設として、地域住民の利用に供してきました。

しかし、昨年、大正中津川地域に整備した集落活動センターに、その機能が統合されたことから、今後の「中津川憩いの家」の活用方法について地元の住民と協議を行った結果、当初の設置目的に沿った活用が見込めないと判断したため、条例から削除するものです。

### 【改正内容】

四万十町老人憩の家条例第2条の表から「中津川憩いの家」を削除します。

### 【新旧対照表】

改正後	改正前																		
(名称及び位置) 第2条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>見付老人憩いの家</td><td>四万十町見付 977 番地 1</td></tr><tr><td>田野々憩いの家</td><td>四万十町大正 356 番地 5</td></tr><tr><td>大井川老人憩いの家</td><td>四万十町大井川 1005 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	見付老人憩いの家	四万十町見付 977 番地 1	田野々憩いの家	四万十町大正 356 番地 5	大井川老人憩いの家	四万十町大井川 1005 番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>見付老人憩いの家</td><td>四万十町見付 977 番地 1</td></tr><tr><td><del>中津川憩いの家</del></td><td><del>四万十町大正中津川 231 番地 1</del></td></tr><tr><td>田野々憩いの家</td><td>四万十町大正 356 番地 5</td></tr><tr><td>大井川老人憩いの家</td><td>四万十町大井川 1005 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	見付老人憩いの家	四万十町見付 977 番地 1	<del>中津川憩いの家</del>	<del>四万十町大正中津川 231 番地 1</del>	田野々憩いの家	四万十町大正 356 番地 5	大井川老人憩いの家	四万十町大井川 1005 番地
名称	位置																		
見付老人憩いの家	四万十町見付 977 番地 1																		
田野々憩いの家	四万十町大正 356 番地 5																		
大井川老人憩いの家	四万十町大井川 1005 番地																		
名称	位置																		
見付老人憩いの家	四万十町見付 977 番地 1																		
<del>中津川憩いの家</del>	<del>四万十町大正中津川 231 番地 1</del>																		
田野々憩いの家	四万十町大正 356 番地 5																		
大井川老人憩いの家	四万十町大井川 1005 番地																		